

昭和38年度の生活保護

今年も17%基準アップにともなって、生活保護の取扱いが、かなり改善されたり、本年度の事務監査方針なども通達された折なので、通達よりグットくわいてくわしい解説をお願いして特集してみました。

第19次基準改定・運営要領・監査方針の解説

保一基準の第十九次改定

■基準改定の方向

保護基準の第十九次改定（三八・四一）は、生活扶助基準の十七%引上げをはじめとして、収容保護基準、教育扶助基準その他各種加算控除の改善をはかるものであり、前二回の改定に引き続き相当大幅な改定が行われることとなった。

保護基準の改定にあたっての厚生省の考え方は、昭和三十五年に公表された国民所得倍増計画に対応して作成された厚生行政長期計画基本構想案および昨年の社会保障制度審議会答申にその根拠を見出すことができる。

国民所得倍増計画は、その基本構想の中に「国民の生活水準を大幅に引上げることを目的」とし、「所得階層間に存在する所得格差の是正に努めなければならぬ」としている。また、特に保護基準にふれて、それは社会保障政策の基礎をなすゆえに「最低生活費は、国民が相互に一定限度の生活を保障し合うという社会連帯の感情や、一定の地域、一定の時点における生活慣習等をも考慮に入れて定められるべきであり、一般社会生活の発展に対応してゆく相対的なもの」であって、これを「相当に引上げなければならない」とし、保護基準の方向づけを行っている。

また、厚生行政長期計画基本構想試

案においては、生活保護の基準の引上げは「社会保障制度の全般的な向上の基礎をなすものとして重要な意義を有する」であり、従来一般国民生活水準と生活保護水準との格差が拡大する傾向にあったために「今後における保護基準の改定は、格差縮小の方向をたどるものでなければならぬ」として、具体的な目標は「四十五年」までに、三十一年度から三十三年度までの平均基準額の三倍程度に引上げる必要があるとしている。

さらに、社会保障制度審議会の答申は、最低生活の保障は社会保障の最も基本的な要諦であって、財政上最優先すべきである。そして「国民一般の生活水準が高くなった今日、従来の保護基準はそれにおくれているので、このおくれをとりもどすために「生活保護水準の引上げは、当面、昭和四十五年に少なくとも昭和三十六年度当初の水準の実質三倍になるように年次計画をたてるべきである」とのべている。

以上の三つの態度は①保護基準は、社会保障政策の根幹であること、②一般社会生活の発展にともなって引上げるべきであること、③しかも格差縮小をめざして引上げるべきであること、に要約することができよう。

厚生省当局は、このような考え方に則り、保護基準を長期的視野にたつて引上げることとしている。厚生省試案

によれば三十六年以降四十五年までに引上げるべき率は、物価上昇を除いて実質約一〇%であり、社会保障制度審議会のそれは、これを若干上回るものとなる。

三十五年から今回までの改定により、一級地標準四人世帯において、三十五年度生活扶助基準額八、九一四円に対して一四、二八九円で六〇%の上昇をみ、消費支出と対応される生活扶助、住宅扶助、教育扶助基準合計額では九、九三三円が一六、六〇六円となつて、実に六七%の改定が行われることとなったのである。関連指標との比較でみれば、三十五年、三十七年対比において、保護基準は、生活水準指数、失対賃金、総理府家計調査五分位階級別消費支出等の上昇率より高く、格差縮小へと一歩前進したのであり、今回の十七%アップは、さらにこれを押し進めるものと考えられる。

■生活扶助改定の内容

生活扶助基準の算定は、第十七次改定に際して採用されたエンゲル方式によつて行われている。

まず、前回改定と同様に、実態から得た三十五才男、三十才女、九才男、四才女の四人世帯に必要なカロリーを栄養審議会答申から求め、次にこのカロリーを一般の消費実態に即応させるために直近時の三十五年国民栄養調査

結果（六大都市平均）によつて配分し

さらに準備等を改定して飲食物費を算出した。また、成人については軽労作を採用していることから、稼働に伴って必要なカロリーを充足させるための基礎控除飲食物費と、学校給食費（九才男、小学三年）とからなる基準外飲食物費を算出し、これと前記飲食物費との合計額によりこの世帯に要する総飲食物費を算出した。

この総飲食物費を、実態生計による飲食物費とエンゲル係数の相関式にあてはめて消費支出総額を求め、これから生活扶助基準以外の住宅費、教育費、医療費等を控除して生活扶助基準額が算定された。

以上の結果、一級地標準四人世帯生活扶助基準額は、第十八次改定の二二、二三円に対し、一四、二八九円となった。

また、冬季加算額については、従前どおり冬季における生活需要を満たすための採暖経費、飲食物費、被服費、家具什器費、雑費等を含めその他生活実態等を勘案して、大幅に増額された。

なお、二十三年の第八次改定以来、生活扶助基準額は、標準五人世帯によつて算定され、改定率もこれにより表示されていたが、今回改定からはすべて四人世帯によることになった。

収容保護基準についても、生活扶助基準の改定に伴い、大幅に増額された。

38

38

■教育扶助基準の改定

教育扶助基準は、三十六年度の学用品費および実験実習見学費の内容充実につづいて、三十七年度には通学用品費が増額されたが、本年度においても、最近の物価上昇等を勘案して学用品費の単価改定が行われた。

また、昨年度は実施要領中に、中学校の技術・家庭科の実習用教材費として、年間六〇〇円の範囲内で実費支給を認められていたが、その内容充実を行つとともに学用品費に含め、実態に即応するよう学年、性別に表示することとされた。

■その他の改定

生活扶助基準の改定に伴ない、日用品費、加算、控除についても大幅に増額された。一級を例にとり第十八次改定と比較すると次のとおりである。

まず、日用品費は一般入院患者の場

■実施要領の改正

生活保護法による保護基準の第十九次改定とあわせて、保護の実施要領も改正され、昭和三十八年四月一日から実施されることとなった。

今回の実施要領の改正は、第十九次保護基準の改定に関連するともに、従来事務次官通達や社会局長通達をもつて示していた加算額、特別基準額等の一部を、一般保護基準と同じく告示することに伴う事務次官通達等の整理と昭和三十六年四月一日付社発第一八八号厚生省社会局長通達及び社保第二一号並びに社保第二二号厚生省社会局保護課長通知を廃止統合して新たに社会局長通達を定めることとしたものである。

以下主なる改正点とその概要について解説することとする。

世帯の認定

世帯の認定にあたり、要保護世帯内の、高等専門学校、短期大学等で修学する者について、在学期間中他からの援助又は本人の自力によつて、その教育費をまかない、かつ、生活を維持しまたその教育が特に世帯の自立助長に効果的に役立つと認められる場合で、その者が若干期間でその課程を終了するときは、世帯分離が認められることとなった。

【解説】
昭和三十六年四月の保護実施要領の改正が行われた際「高等学校で修学する場合等」であっても所定の要件を具備していれば世帯分離が認められ、「等」の内容として若干期間を経れば卒業できる大学における修学をも含むとされていたが、これには解釈上若干の無理があったので疑問を生ずる余地のないように明確に規定しようという立場か

最高二、五〇〇円が二、九二〇円となり、新規就労控除は一、八〇〇円が二、〇〇〇円に、特別控除は年額（一級地）一〇、〇〇〇円が一三、〇〇〇円にそれぞれ引上げられた。

また、二〇才未満の者が他の世帯員のために働いている場合、本人とその世帯の自立助長をはかるための新たな制度として未成年者控除が創設され、月額二、〇〇〇円の控除が認められることとなった。

ら特にこの一項を設けたものである。
 「高等専門学校・短期大学等」の「等」には、四年制の大学も含まれると解してよ
 く、また「若干期間」の扱いは、当該学校の最終学年に在学中の場合に限るものである。

資産の活用

(一) 電気洗濯機の保有
 家庭用品のうちの電気洗濯機については、世帯人員・世帯構成等から見て利用の必要がある場合(多子世帯若しくは母子世帯で家事に従事する者が就労している場合、又は身体障害者世帯で他に家事に従事する者がない場合等)であって、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を先ずることにならず、かつその電気洗濯機の処分価値が少くないときは、その保有が認められることとなった。

【解説】

このような生活必需品と考えられない耐久消費財の保有が認められたのは昭和三十七年四月の改正におけるテレビの保有につく措置である。電気洗濯機のような耐久消費財を最低生活の内容容として保有を容認することとしたのは、要保護世帯にその保有を認めて利用させることが、その世帯の生活全体に相当の効果をたらし、健全かつ合理的な生活を営める場合は、現下の社会経済活動及び一般国民生活水準の推

移向上の実 ても、前記に該当する世帯に電気洗濯機の保有を認めても、その世帯の生活が最低生活の限度をこえることにならないと判断されたからである。

社会均衡を判断すべき「当該地域」の取扱いはテレビの場合と同様、その世帯が存すべき生活圏と考えらるべきであり、機械的に実施機関の管内といった取扱いは適当でなく、それぞれ地域の実態に依り、かつ一般住民の生活感情、生活様式等を十分勘案して決めることが肝要である。処分価値についても、同様のことがいえるのであって何円以下であれば処分価値が少いというように一律の判断は適当でなく、地域の生活水準などを考慮して取り扱うべきである。

最低生活費の認定

(一) 加算額等の告示

従来厚生事務次官通達又は厚生省社会局長通達で規定されていたもので今回告示されたものは、次のとおりである。

- 1 一般生活費の基準生活費関係
 - 2 加算関係
 - 3 人工業養費、入院患者日用品費及び移送費関係
 - 4 家賃開代、修理費関係
 - 5 技能修得費及び就労助成費関係
 - 6 葬祭費関係
- ◇社会局長通達関係のもの

品目	世帯区分による数量	金額
寝具	2人世帯まで	1組につき 5,000円以内
	3人世帯まで	2組以内
	5人世帯以上	3組以内
敷	2人世帯まで	1組につき 1,500円以内
	3人世帯まで	2組以内
	5人世帯以上	3組以内
具	2人世帯まで	1組につき 3,000円以内
	3人世帯まで	2組以内
	5人世帯以上	3組以内
その他の被服	1人につき1着(枚)以内	1着(枚)につき 2,500円以内

- 1 人工業養費関係
 - 2 入院患者の基準生活費関係
 - 3 結核回復後後保護施設等にある者の特別基準額関係
 - 4 六人以上の世帯の電灯料の規定
 - 5 給食のある病院等にある者の母子加算額
 - 6 収容保護施設等にある者の身体障害者加算
 - 7 在宅患者の加算関係
- (一) 一般生活費の認定
- 1 被服費
 自然消費等により最低生活に直接必要な寝具その他の被服が使用に堪えなくなった場合の基準額が改められ、かつ取扱いが明らかにされた。すなわち

基準額が次表の通りとなり、特に寝具の布団・綿打直しによる布団の再生経費については、掛布団又は敷布団のいずれか一方のみを支給するときは、基準額によるそれぞれの金額のおおむね二分の一以内の額とする。また寝具については基準額による二以上の品目を必要とするとき、それぞれの額の合計額まで認定することができるとされた。なおこのほか長期の入院者(基準寝具設備の承認されている医療機関に入院(所)中の者及び医療保護施設に入院中の者を除く。)または常時臥床している長期の在宅療養者に対しては、敷布、包布、枕、枕カバー、また長期の入院患者又は常時臥床している長期の在宅療養者に対しては寝巻が、それぞれ、現に使用しているものが自然消費により全く使用に堪えなくなり、代替のものがなく状態であり、かつ、他の患者との均衡を失いときには、千円以内の範囲内で支給できることとなった。また従来実施要領に示されていた寝具の他被服の範囲については、「寝具」とは布団類(掛布団・敷布団・着布)・布団類・蚊帳等をいうものであること、「その他の被服」とは、平常着の和服類または洋服類をいうものであることが明示されるときは、「その他の被服」は、自然消費等により現に

使用しているものが全く使用に堪えなくなつて代替のものがなく場合又は全くない場合に限り支給するものであること、更に「寝具」の支給量は、その世帯の世帯人員、世帯構成、住居の広さ、寝具の保有状況及びその地域の慣習等を十分勘案して決定しなければならぬものであること、また布団については、その者が使用していたものを再生して使用させることを第一に考慮すべきであること等が明らかにされた。

【解説】
 従来の基準表についてその取扱いは必ずしも明確でなかったため、保護の実施にあたり種々の問題を生じていた。衣料寝具に関する一時扶助の実施の適正化を期し前記のように改正したものである。

したがって従来一時扶助による衣料の支給対象品目が、肌着(上・下)・パンツ(ズボン)・足袋・靴下・手拭・補修布・紐糸を除く品目につき、保護の実施機関において適宜に考慮のうえ支給していた取扱いは認められなくなったので特に留意を要する。

2 配電設備又は水道(井戸)設備の新設

(1) 配電設備の新設に必要な費用について、被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合であつて、その地域のほとんどの世帯が配電設備を設けてい

る場合には、一万円の範囲内において、都道府県知事(指定都市市長を含む以下同じ)限りで特別基準の設定ができることとなった。

【解説】
 特別基準の設定権限の一部を包括的に都道府県知事に委任したのは、時宜に適した措置が迅速に行えるようにしようとするものである。新設しようとする設備の規模は、家屋の広さ、世帯人員、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度とすることが肝要である。また、設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、これを受けるように指導する必要もある。

なお、設備の規模が最低限度の生活にふさわしいものであれば、総工費が一万円をこえても他からの援助等により実際の扶助額相当分が一万円までの場合には、都道府県知事限りで特別基準の設定ができるのである。この場合の工事費総額は、概ね一万円の倍額程度までの規模が適当であろう。

(2) 水道(井戸)設備の新設に必要な費用については、

- ア 水道(井戸)による以外に飲料水を得る途が全くない場合
- イ 河川の流水以外に飲料水等を得る途がなく、河川の流水を使用することが非衛生的である場合
- ウ もらい、以外に飲料水等を得る

途がないものが、継続してもらい水をすることが著しく困難であると認められる場合

エ 既存の井戸の湧水が涸れ、井戸の掘り下げを行わなければ飲料水を得られない場合であつて、その費用が水道設備の費用又は井戸の新設設備より高い場合のいずれかに該当する場合で、当該設備をすることが最低限度の生活維持に真に必要と認められ、その地域のほとんどの世帯が水道(井戸)を設けているときは一万円の範囲内において、都道府県知事限りで特別基準の設定ができることとなった。

【解説】

一定の場合の特別基準の設定を都道府県知事限りでできる途をひらいた趣旨は、配電設備の場合と同様の趣旨である。諸般の扱いも配電設備の扱いと同様であるが、ただ隣接する二世帯以上が水道を設備しようとするときは真に止むを得ない事情のあるときのほか、共同水栓を設けるようにすべきである。

住居が借家又は借間である場合には、所有者等にかかる経済的措置は講じてもらうべきであるが、所有者等にそれを履行することが期待できない場合には、その同意を得たうえで、これに要する費用を最低生活費として認定することはよいのである。これは配電設備の場合も同様である。

3 その他一般生活費の認定
 このほか、一般生活費の認定の面では、保護受給中の入院・出かせぎ、施設入所等により所在地を異にしている者にかかる級地基準の特例の取扱いは、適用期間を生活実態に即したものにし、人工業養費をうけている乳児の一才に達したときであっても、継続して人工業養を必要とする場合は、都道府県知事限りで6箇月を限度として特別基準の設定ができる途をひらき、移送費の適用対象の例示中に、身体障害者更生援護施設等に入所している者が施設長の指導により出身世帯に一時帰省する場合と、真にやむを得ない事情で被保護世帯が転居する場合の二事項をあげるとともに、移送費として、移送のために要する交通費、移送のために使役した者の賃金、手当及び宿泊を要した場合に、その宿泊料等を認めるものであることが示された。

(四) 就職支度金の取扱

新規中卒者等で就職の確定した者に対して生業扶助(就職の支度)を決定する場合において、就職助成費として認められる内容が明らかにされた。

- 1 就職地に行くために要する交通費及び布団等の荷物の運賃
- 2 就職時に不可欠とする洋服類及び履物(雨具を除く)
- 3 布団・布団袋
- 4 スーツケース等のバック
- 5 その他職業の支度に直接必要なもの

以上のうちでその者が就職の支度に必要とするものの購入等に要する経費が生業扶助として認定されることとなったのである。

【解説】

この点については、従来実施要領に明示されていなかったため、保護の実施にあたって種々の混乱を招いていたので対象範囲を明らかにし、実施の適正を期そうとしたものである。

② 中学校技術家庭科の教材費
中学校における技術家庭科の教材費が教育扶助基準の学用品費中に繰り入れられた。

【解説】

従来中学の技術家庭科費用として年額六百元の範囲内でこれに要する実費が認定されたが、この六〇〇円が級地別・人員別・学年別・性別・ウエイト平均で一、二三四円に引上げられたため、基準額を学年別、性別に設けなければならなくなったに伴い、その費用及び品目の性格が学用品と全く同様のものであるので、この機会に基準額表の学用品費に一括算入することとしたものである。

勤労控除

基礎控除

各職種ごと及び級地ごとの控除額を増額した。一、二級地についてみると次のとおりである。

【解説】

改正の主なる点は、都道府県知事が診療報酬の額の決定をすることになつてゐるのであるが、その決定に当たっては、審査委員会の意見をきくこととされており、実質的には審査委員会の意見により決定が行われているといふ実情にかんがみ、今後その取扱いについては、社会保険と同様、その決定に当たっては、原則としてすべて支払基金の審査を経ることとしたものであること。

① 病院又は診療所に関する診療報酬の審査及び支払事務費単価が「十一円五十銭」から「十二円」に引上げられたので、これに伴う改正を行った。三 実態に即応した事務手続の簡素化をはかったこと。

② 保護施設収容者の医療扶助適用に当たり、福祉事務所長はこれを事前に都道府県知事に協議することになつてゐたが、福祉事務所嘱託医による十分な検討と、特に必要があると認められた場合は、都道府県本庁の技術吏員の適切な指導を受ける等慎重な取扱いを行うことを条件として、都道府県知事に對する事前協議を廃止した。

結核予防法第三十四条

の公費負担の承認又は予算上の理由による不承認の通知を受けた要保護者について入院外の医療扶助を決定した場合、当該患者に対して翌月以降

Table with 2 columns: 区分 (Grade) and 特別控除額 (Special Deduction Amount). Rows include 一、二級地 (1,200円), 三級地 (1,000円), 四級地 (1,000円).

基礎控除額の引上げ措置は、保護基準の引上げとの関連において行われたものである。なおとり扱いは従前とおりである。

特別控除

特別控除の額が次のとおり増額された。

【解説】

特別控除の引上げも、保護基準の引上げとの関連において行われたものである。取扱いも従前とおりである。

新規就労控除

控除額が二千円に引上げられた。なお未成年者控除を受けることのできる者については、これを優先させ新規就労控除は行わないこととなった。

【解説】

控除額の引上げと、未成年者控除創設に伴う整理が改正の要点である。

未成年者控除

本年度から新たに未成年者控除が創設され、未成年の勤労者については次のいずれかに該当する者を除き、月額二千円をその者の収入から控除することとした。

となつた。① 單身者 ② 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む)又は自己の未成年の子のみで独立した世帯を営んでいる場合

未成年者控除を設けたのは、未成年者が実社会に出で就労して収入を得ている場合、勤労控除制度によって一定額を控除される以外、その稼働収入

医療扶助運営要領の一部改正

本年四月一日から医療扶助運営要領の一部改正が行われる予定であるが、その改正の概要は次のとおりである。一 精核対策の拡充に伴い、昭和三十

指導機能の充実と関係職員の有機的連け

昭和三十一年度生活保護法施行事務監査方針に

監査方針

いわゆる新監査要綱が実施されて三年、この間において要綱の精神である「被保護者の自立の助長を中心課題とした厳正的確な保護の決定実施の全過程に、積極建設的な配慮を加える」との観点に立って、監査の全過程を通じて指導的機能を重視する方針は、序々にその実効を挙げつつあるものと認められる。すなわち、過去の実績検討の結果によれば、生活保護運営の全般については、関係職員が努力によって逐年改善向上のあとがみられ、全国的にほぼ均質化したものといえる。

しかしながら一方において、福祉事務所等に対する指導監督が平板的な検討に終始しているという声も依然として高く、運営面における全般的な検討の不十分な点、なかならずケースの個別検討に際しての問題点の究明が

すべてを他の世帯員との共同生活のために提供することとなる。しかしながら未成年者は、未成年という特殊性に即して民法を始めその他の各種法律で特別の保護を加えられなければならないという立場におかれておられるとともに、将来自分の力で社会生活に適應した生活を営むことのできるようになるためには、教養その他健全な生活基盤を確立するための特殊な需要を有している。これらの点を考慮し、未成年者の勤労意欲を助長するとともに、本人及びその世帯員に対し将来への希望と自立への意欲を与えようとしたのがこの控除である。

省社会局保護課長岡公衆衛生局結核予防課長連名通知「生活保護法による医療扶助と結核予防法との関係について」により正式に指示されたところであるが、これについては、関係部(局)間で十分連絡協議のうえ、また、関係医療機関の理解及び協力を特に必要とするので、これが指導等に万全を期して頂き、結核対策の拡充に伴うこれらの措置が円滑に実施されるように特に望まれることである。